

国内外における品種保護をめぐる現状

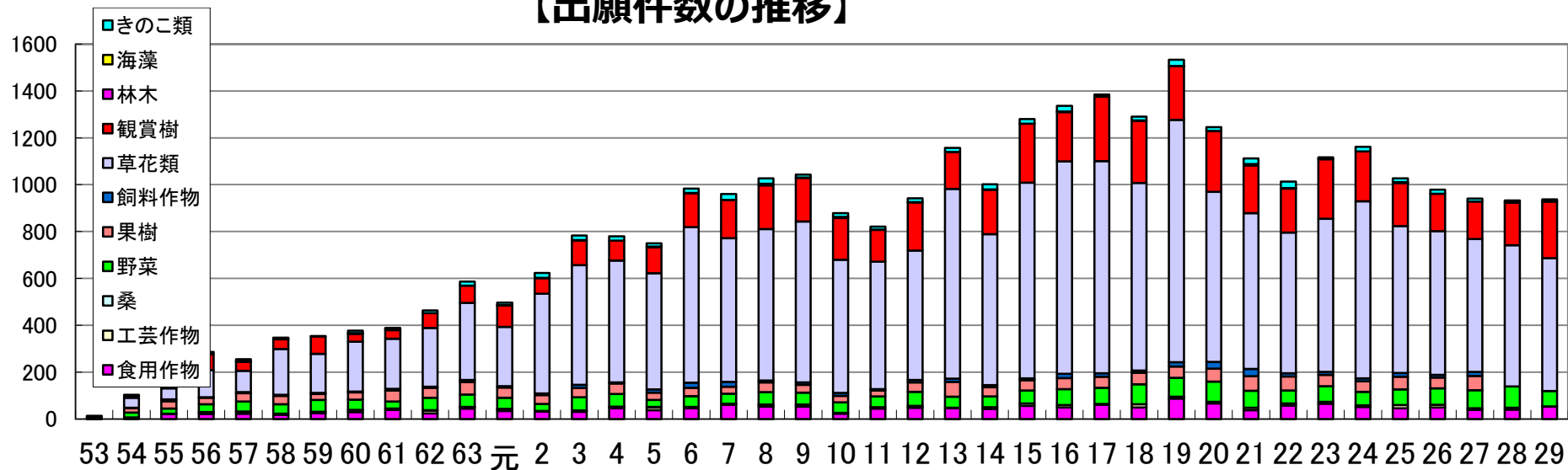
平成31年1月28日

農林水産省
食料産業局

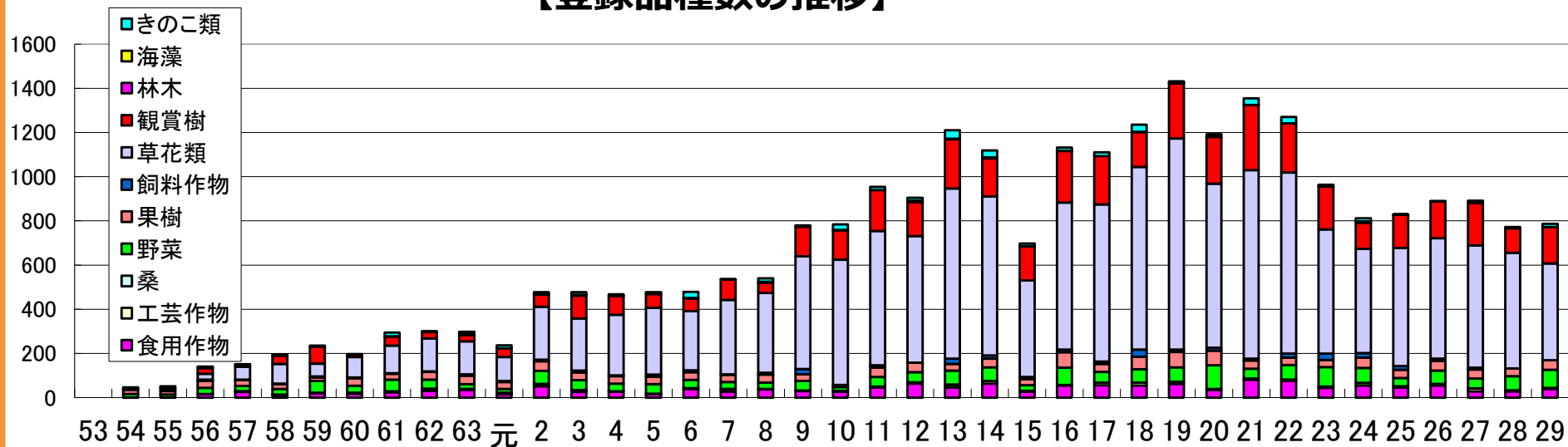
新品種の出願・登録の状況

農林水産省
食料産業局

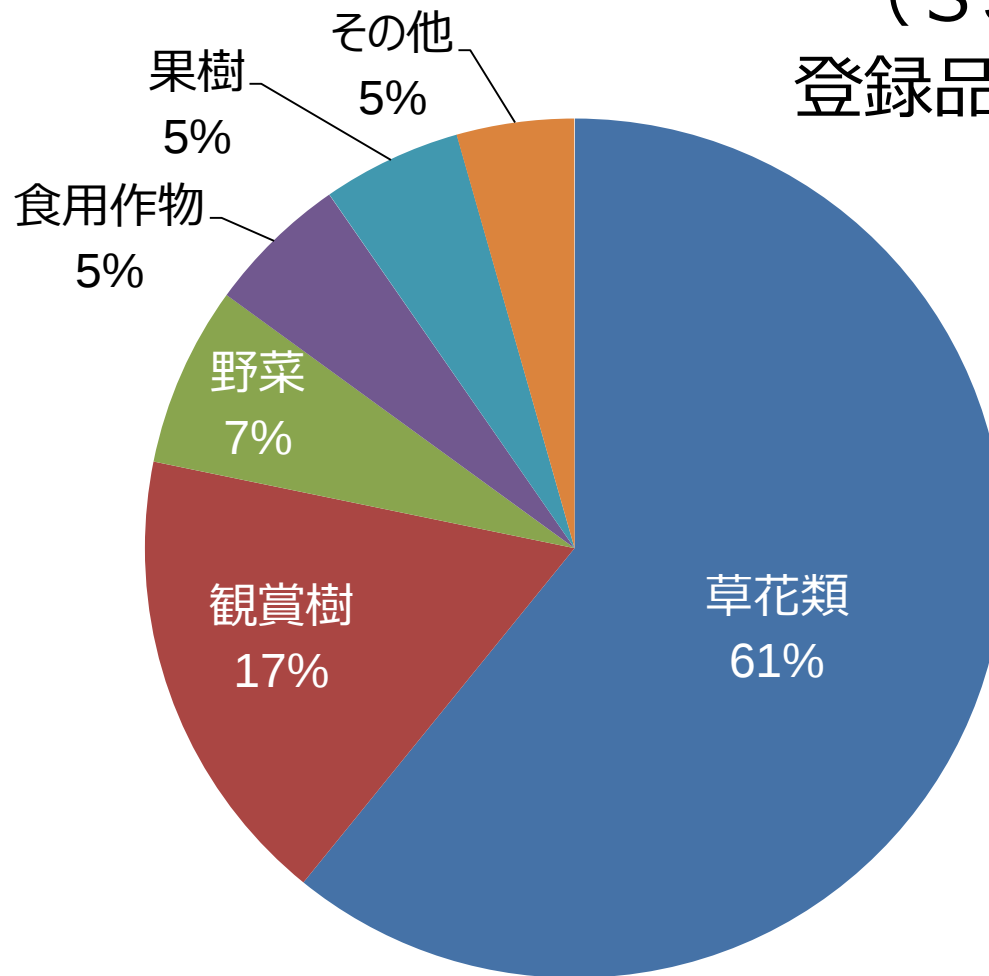
【出願件数の推移】



【登録品種数の推移】

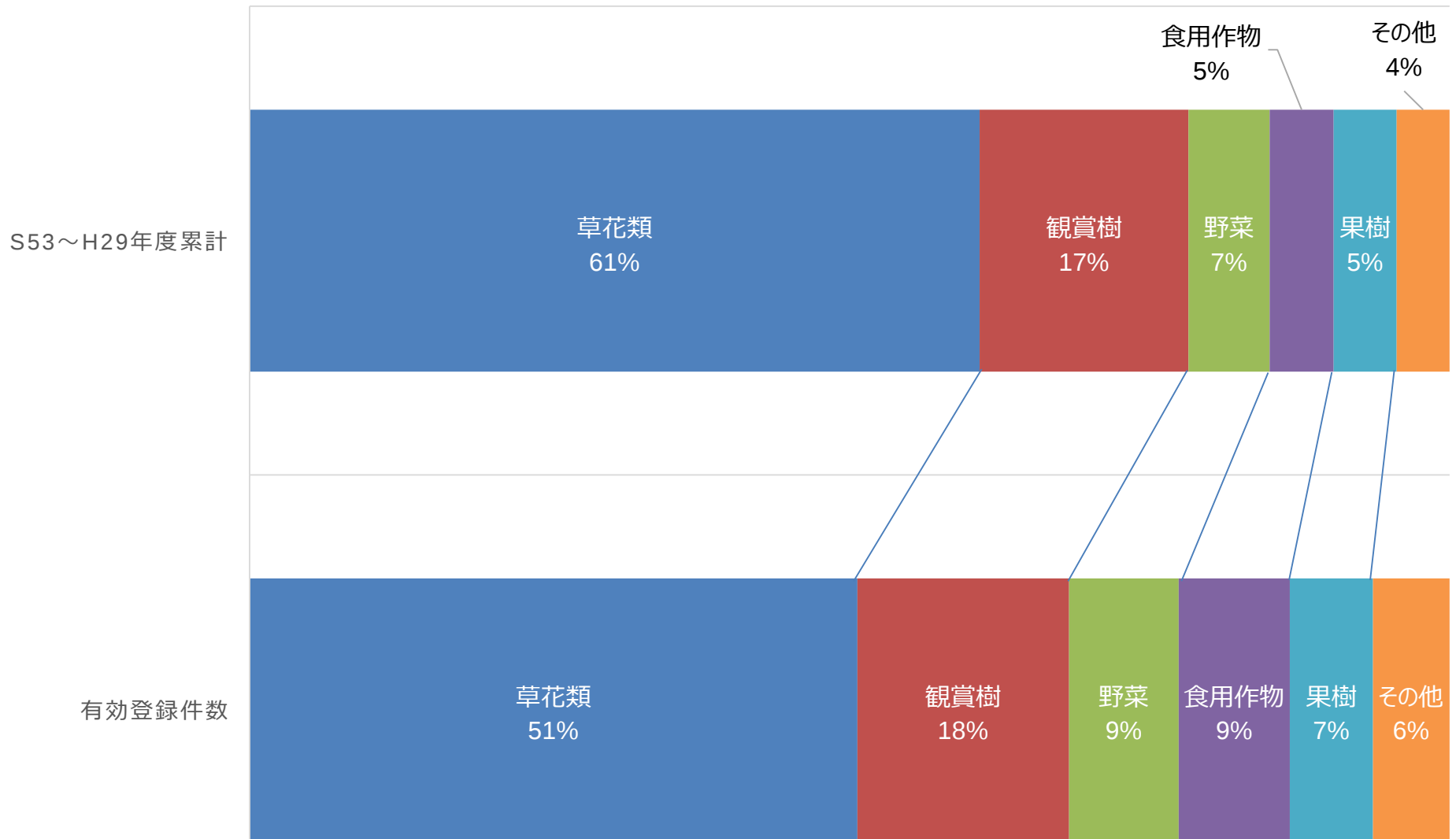


(S53～H29年度)
登録品種数累計: 26,744



※：作物分野別の割合の合計はラウンドの関係で100%にならない。

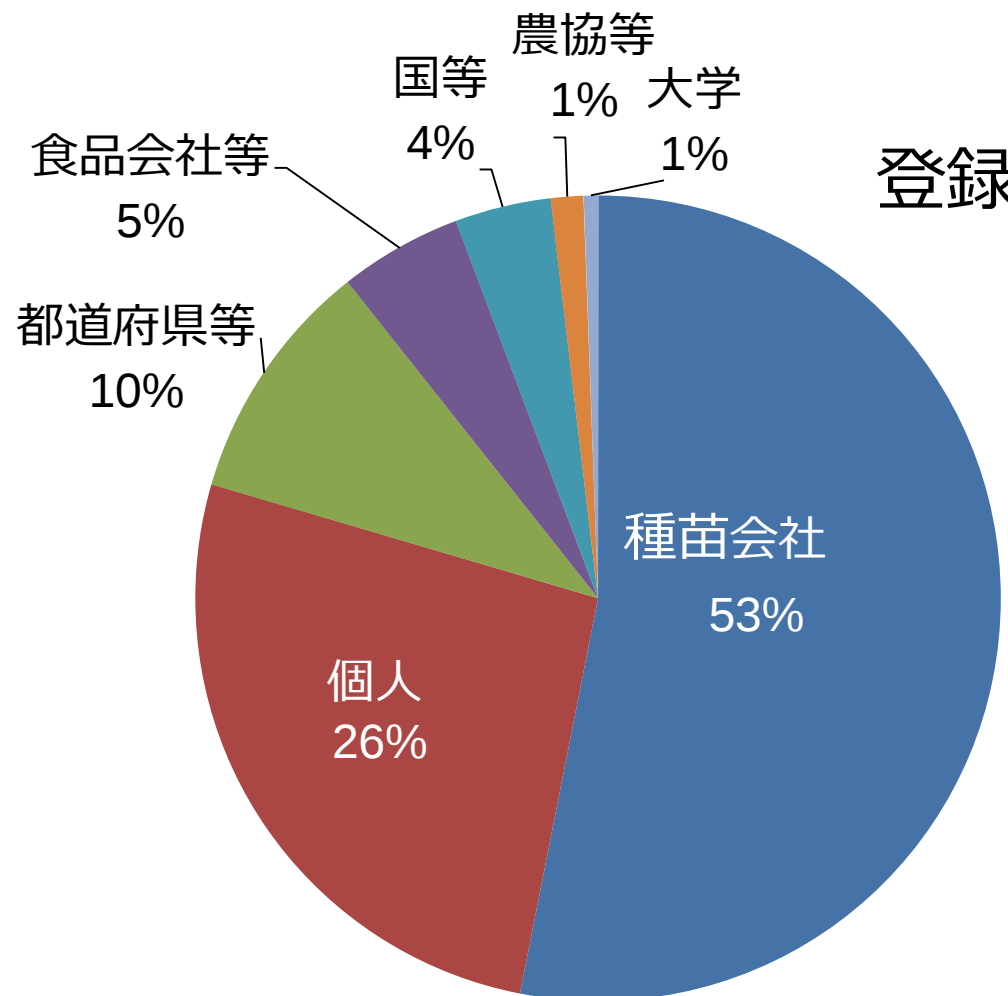
作物分野別の登録品種数の割合における有効登録件数との比較



※：作物分野別の割合の合計はラウンドの関係で100%にならない。

(S 53～H 29年度)

登録品種数累計: 26,744



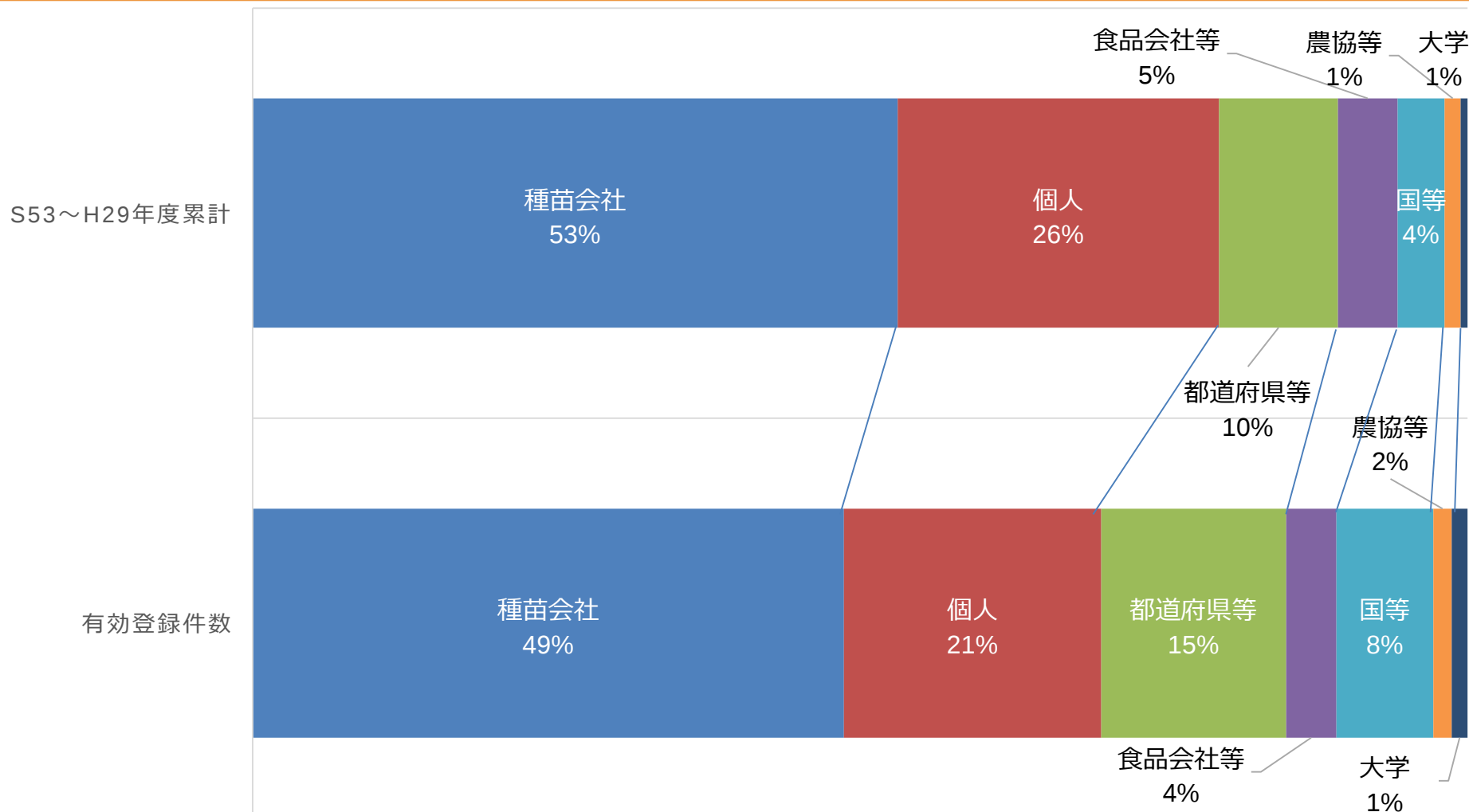
注：①業種は、登録時点の区分である。その後の業種間の権利移転は反映していない。

②食品会社等は、その他業種の会社を含む。

③都道府県等は、市町村、公立学校を含む。

④国等は、国立学校法人、独立行政法人を含む。

登録者の業種別品種登録数の割合における有効登録件数との比較



注：①業種は、登録時点の区分である。その後の業種間の権利移転は反映していない。

②食品会社等は、その他業種の会社を含む。

③都道府県等は、市町村を含む。

④国等は、独立行政法人を含む。

登録品種作物分野別・業種別の内訳

農林水産省
食料産業局

(S53～H29年度、件)

	個人	種苗会社	食品会社 等	農協等	大学	都道府県等	国等	合計
草花類・ 観賞樹	6,097	12,936	678	221	52	855	84	20,923 (78%)
食用作物	99	53	115	20	28	718	393	1,426 (5%)
野菜	252	647	238	41	21	469	145	1,813 (7%)
果樹	570	201	40	53	36	339	162	1,401 (5%)
その他	56	365	243	15	15	236	251	1,181 (4%)
合計	7,074 (26%)	14,202 (53%)	1,314 (5%)	350 (1%)	152 (1%)	2,617 (10%)	1,035 (4%)	26,744 (100%)

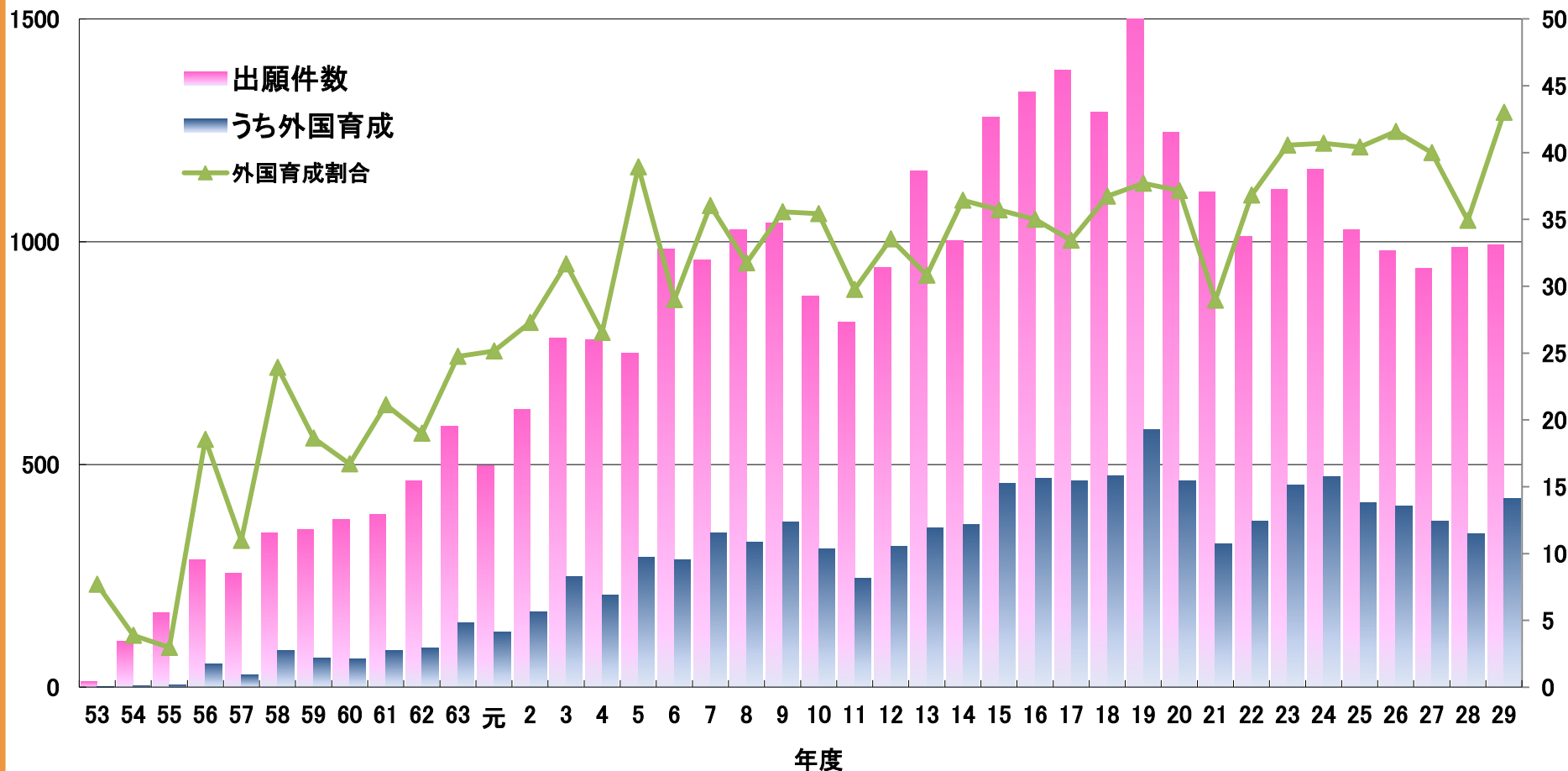
※：作物分野別の割合の合計はラウンドの関係で100%にならない。

海外からの出願状況

農林水産省
食料産業局

(件)

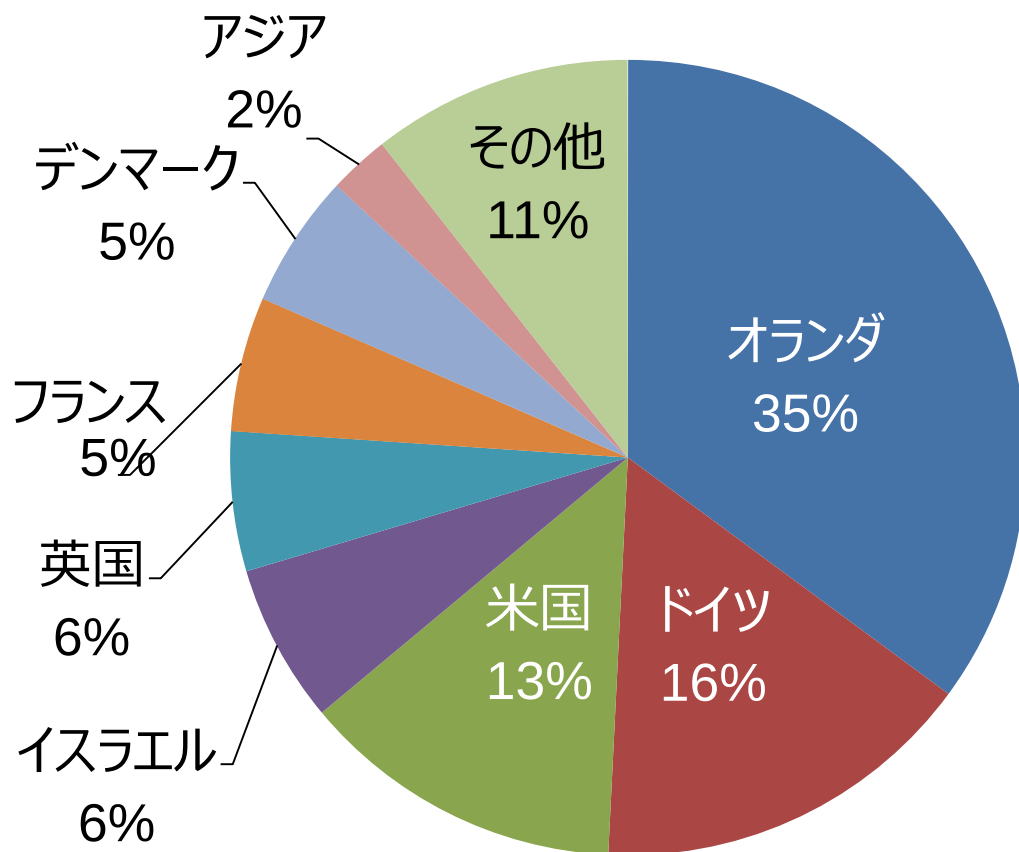
(外国育成割合：%)



(29年度)

出願合計: 994

うち外国育成: 424 (43%)



S53~H29年度
出願数累計: 11,069

23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
①オランダ	143	①オランダ	156	①オランダ	144	①オランダ	141	①オランダ	129
②米国	80	②ドイツ	84	②米国	59	②ドイツ	67	②米国	50
③ドイツ	59	③米国	82	③ドイツ	50	③米国	59	③ドイツ	40
総数	373	総数	451	総数	414	総数	406	総数	372

2017年におけるUPOV加盟国のうち、上位10カ国

出 願

順位	国	出願数	全体に対する割合
①	中国	4,465	25%
②	EU	3,422	19%
③	アメリカ	1,557	9%
④	ウクライナ	1,345	7%
⑤	日本	1,019	6%
⑥	ロシア	807	4%
⑦	オランダ	763	4%
⑧	韓国	748	4%
⑨	オーストラリア	343	2%
⑩	ブラジル	339	2%
：			
	UPOV合計	18,090	100%

登 録

順位	国	登録数	全体に対する割合
①	EU	2,865	23%
②	中国	1,648	13%
③	アメリカ	1,604	13%
④	ウクライナ	887	7%
⑤	日本	812	6%
⑥	オランダ	672	5%
⑦	ロシア	641	5%
⑧	韓国	541	4%
⑨	ブラジル	327	3%
⑩	オーストラリア	244	2%
：			
	UPOV合計	12,548	100%

存続中の権利 (2017)

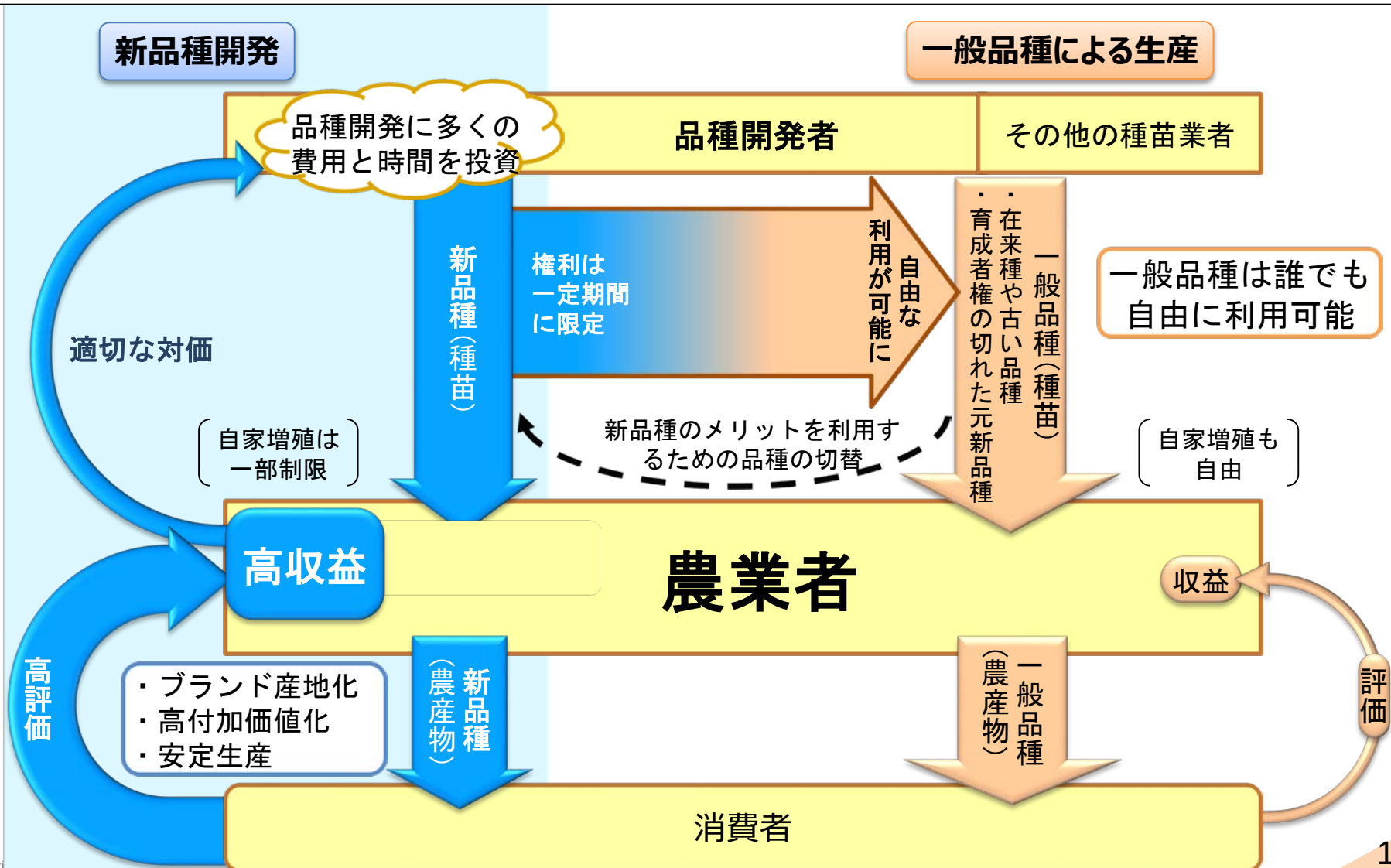
順位	国	存続中の権利数	全体に対する割合
①	EU	25,914	21%
②	アメリカ	25,238	20%
③	日本	8,490	7%
④	オランダ	8,389	7%
⑤	ウクライナ	8,127	6%
⑥	中国	7,723	6%
⑦	韓国	5,064	4%
⑧	ロシア	5,048	4%
⑨	南アフリカ	3,043	2%
⑩	オーストラリア	2,482	2%
：			
	UPOV合計	126,266	100%

(ウクライナについては、2016年登録数のデータなし)

出典：UPOV理事会資料（暦年）

注：EU（28カ国）は域内共通の品種保護制度を有する。

- 新品種の開発は、農業者や消費者に利益をもたらすが、品種の開発には多くの費用と時間が必要であり、一定期間に限って開発者に対価が還元されることで、新品種の開発のインセンティブを確保することが必要。



我が国の新品種の出願数は減少傾向

- 労働力不足の課題を解決するため、スマート農業の需要が高まるなど知的財産の重要性が増す中、農業におけるイノベーション創出が我が国農業の発展を促すことに繋がる。
- 種苗はそういったイノベーションの源泉の一つであり、我が国農業を支える戦略物資である。
- 環境や消費者の嗜好に合った品種の開発が常に行われることで、生産性の向上や付加価値の増加に繋がり、農業者にも消費者にも利益。
- このような中、我が国では新品種の出願数が減少傾向にあり、日本農業の競争力にも影響が懸念。

優良な新品種によって下支えされる農業の競争力

超多収米

通常の1.5倍となる
800kg/10a以上の収
量を期待できる極多
収米「とよめき」



病害に強い梨

従来品種の弱点であっ
た黒斑病に強い梨

「ゴールド
二十世紀」



我が国農業の競争力

優良な品種開発

- ・ 単位収量の向上
- ・ 病虫害に対応
- ・ 優良な耐候性
- ・ 味や外見が消費者の嗜好に適合
- ・ 流通上の課題（高い日持ち性、傷がつきにくい）に対応

剥きやすい栗

渋皮が簡単に剥けて、
調理も簡単な画期的な
和栗「ぼろたん」



寒さに強く美味しい
米

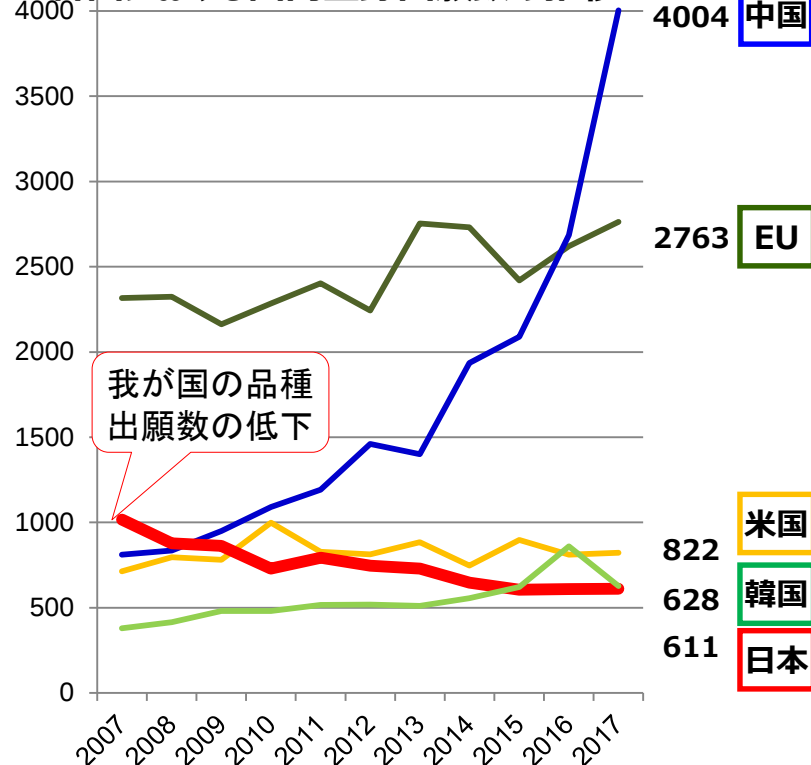
過去にない良
食味を実現し、
後のブランド
米開発にも繋がった
水稻「きらら397」



1 品種開発するために10年以上
1 億円ものコスト

我が国の品種開発力の低下の現状

(件) 各国における国内登録出願数の推移



出典：UPOV

※Residentsを国内出願分として集計

植物品種等海外流出防止総合対策事業

【平成31年度予算概算決定額 100（95）百万円】 農林水産省
（平成30年度第2次補正予算額 1,680百万円の内数） 食料産業局

<対策のポイント>

海外への我が国優良品種の流出・無断増殖を防止するため、**品種登録出願（育成者権取得）**や**侵害対応等に係る経費を支援**するとともに、品種保護に必要な技術的課題の解決や、**東アジアにおける品種保護制度の整備・充実に促進**するための協力活動等を推進します。

<政策目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（8,071億円〔平成29年〕→ 1兆円〔平成31年まで〕）
- 農産物の輸出力強化につながる品種の海外への品種登録件数の増加（100件〔平成34年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 植物品種等海外流出防止総合対策事業（補助）

① 海外出願経費の支援

- 海外で品種登録を行うことが、我が国農産物の輸出力強化につながる優良な植物品種について、海外への品種登録出願に係る経費を支援します。

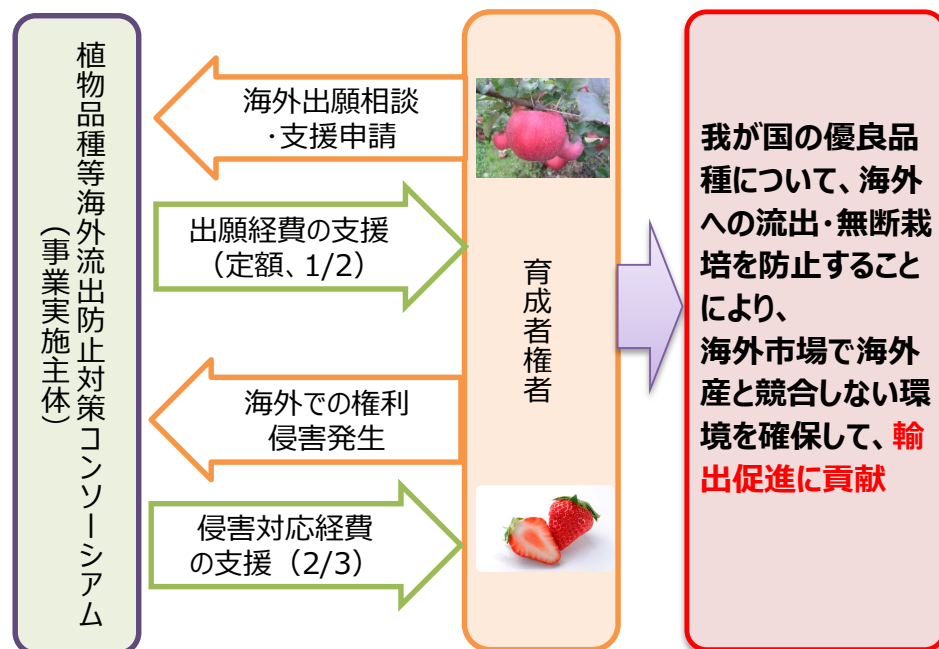
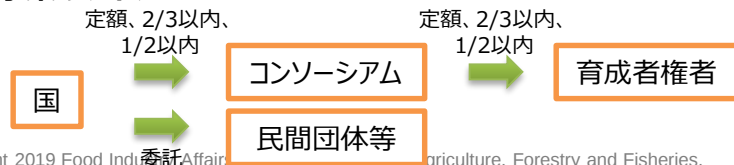
② 海外出願支援体制の整備

- ア 海外での品種登録に関する相談窓口の設置
- イ 主な出願先国への海外出願マニュアルの作成
- ウ 我が国優良品種の海外流出・侵害実態調査
- エ 海外での育成者権侵害対応に係る経費の支援

2. 植物品種等海外流出防止総合対策事業（委託）

- 植物品種保護制度の運用改善や、東アジアにおける品種保護制度の整備、海外における植物品種保護等のための優先度の高い技術課題の機動的な解決等、育成者権の保護環境整備に資する取組を実施します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 食料産業局知的財産課（03-6738-6443）

品種登録出願された品種の名称が、第三者により悪意で商標出願される問題

「商標審査基準」改訂案

【概要】 品種登録出願中の品種の名称に対する悪意の商標登録出願について、商標法第4条第1項第7号における商標審査基準の「当該商標の出願の経緯に社会的相当性を欠くものがある等、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ない場合」に該当するものとして、当該悪意の商標登録出願に対応する基準を「2. 本号に該当する例」に新たに例示。

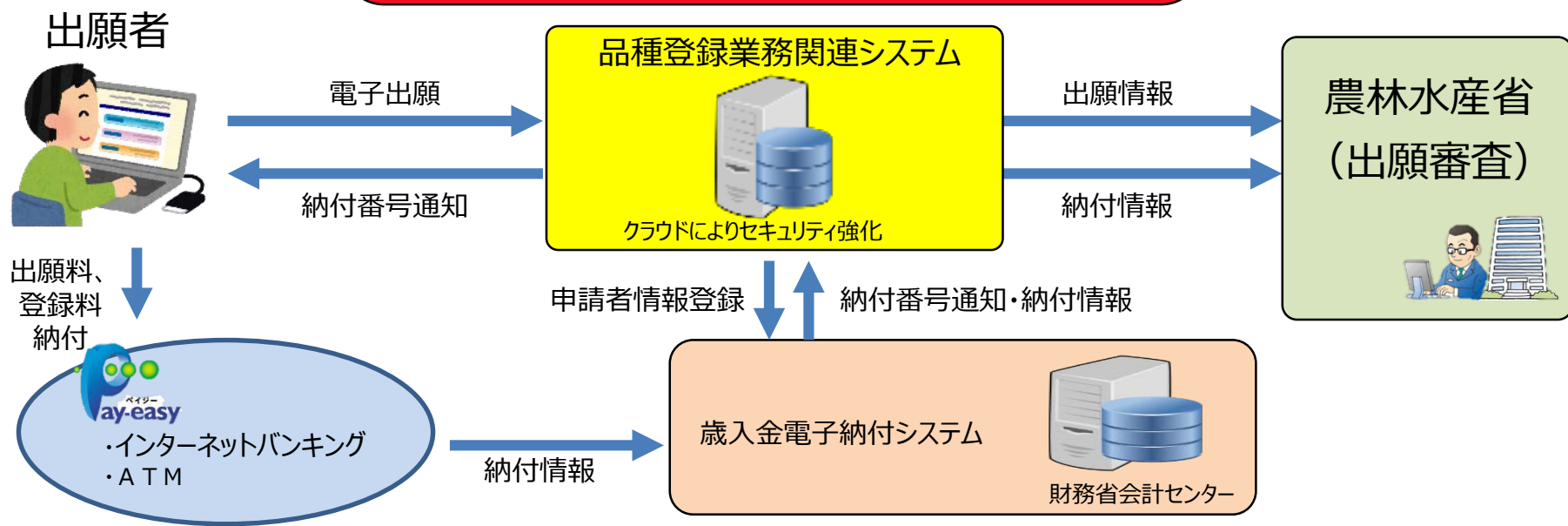
【商標審査基準改訂案】（商標法4条1項7号）

商標審査基準改訂案	現行の商標基準
2. 本号に該当する例 ①「大学」等の文字を含み学校教育法に基づく大学等の名称と誤認を生ずるおそれがある場合。 ②「〇〇士」などの文字を含み国家資格と誤認を生ずるおそれがある場合。 ③ 周知・著名な歴史上の人物名であって、当該人物に関連する公益的な施策に便乗し、その遂行を阻害する等公共の利益を損なうおそれがあると判断 される場合。 ④ 国旗(外国のものを含む)の尊厳を害するような方法で表示した図形を有する場合。 ⑤ 音商標が、我が国でよく知られている救急車のサイレン音を認識させる場合。 ⑥ 音商標が国歌(外国のものを含む)を想起させる場合。 ⑦ 品種登録出願中の品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗若しくはこれに類似する商品若しくは役務、又はその品種に係る収穫物若しくはこれに類似する商品若しくは役務について使用をするものについて、品種登録出願後に商標登録出願をし、当該商標登録出願に当該品種の名称の品種登録を阻害する目的があることが、情報の提供等により得られた資料から認められる場合。	2. 本号に該当する例 ①「大学」等の文字を含み学校教育法に基づく大学等の名称と誤認を生ずるおそれがある場合。 ②「〇〇士」などの文字を含み国家資格と誤認を生ずるおそれがある場合。 ③ 周知・著名な歴史上の人物名であって、当該人物に関連する公益的な施策に便乗し、その遂行を阻害する等公共の利益を損なうおそれがあると判断 される場合。 ④ 国旗(外国のものを含む)の尊厳を害するような方法で表示した図形を有する場合。 ⑤ 音商標が、我が国でよく知られている救急車のサイレン音を認識させる場合。 ⑥ 音商標が国歌(外国のものを含む)を想起させる場合。

資料：「商標審査基準」改訂案に対する意見募集について（特許庁商標課商標審査基準室）

国際機関UPOVによる国際的な電子出願の受け入れが推進されている状況を踏まえ、出願者の利便性の向上等を図るための電子出願・電子納付機能の導入などの全面的なシステムの見直しを行い、平成30年3月から新システムの運用を開始している。

パソコンからの電子出願と電子納付を可能に



<出願者のメリット>

- ① 申請者の負担軽減（フォームに合わせて出願書類を作成）
- ② 記入漏れや誤記入の防止（入力内容のチェック機能を設定）
- ③ 入力内容の補足説明表示（願書の理解の促進）
- ④ 出願・納付受付状況の把握（画面・メール等による確認）
- ⑤ 登録後の管理支援（登録料の納付状況の確認）

日本の植物品種審査結果の海外審査当局への無償提供に係る覚書の締結について

- 日本の種苗の輸出拡大には、海外において日本の種苗会社の有する植物品種の知的財産が保護されることが不可欠。
- 植物新品種保護に関する国際条約（UPOV条約）に基づき、UPOV加盟国が審査を行う際には、他国での審査結果を活用できることとなっている。



日本の植物品種の海外における品種登録を促進するため、日本からの品種登録出願件数の多い国々のうち以下の15か国・地域との間で、**日本の品種登録審査結果の海外審査当局への無償提供に係る覚書の締結**を行った。

覚書締結相手国



オーストラリア



ブラジル
連邦共和国



ニュージーランド



スイス連邦



ベトナム
社会主義共和国



欧州連合
(EU)



ロシア連邦



ケニア共和国



メキシコ合衆国



イスラエル国



オランダ王国



トルコ共和国



カナダ



ペルー共和国



シンガポール
共和国



今後、他のUPOV加盟国とも無償提供に係る覚書の締結を推進